

平成30年度徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(第15回 徳島県版「子ども・子育て会議」)

参 考 資 料

1	保育人材就職等促進事業スケジュール	1
2	徳島県保育士・保育所支援センターパンフレット	2
3	平成30年度保育所見学ツアーちらし	4
4	平成30年度保育職場体験ちらし	5
5	平成30年度保育士魅力アップ講座ちらし	7
6	保育士修学資金等の貸付制度のご案内	8
7	平成30年度保育士・保育事業者に対する巡回支援事業	9
8	平成30年度保育補助者雇上支援について	10
9	平成30年度子育て支援員研修のご案内	11
10	平成30年度現任保育士等研修事業	17
11	平成30年度保育士等キャリアアップ研修事業	18
12	平成30年度徳島県放課後児童支援員認定資格研修ちらし	20
13	平成29年度放課後児童支援員等資質向上研修会実施要綱	21
14	平成30年5月政策提言	22
15	平成30年度企業主導型保育事業一覧	23
16	(国) 児童館ガイドラインの改正について	24
17	(国) 新・放課後子ども総合プランの策定について	28
18	(国) 幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化(検討事項)	29
19	(国) 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方	33

平成30年度 保育人材就職等促進事業 スケジュール

開催日	事業名	内容	対象	会場	備考
4月～3月	保育職場体験事業	保育所等での就労経験のない者や長期間にわたり保育業務から離れている有資格者を対象に、保育現場を体験する機会を設け、保育現場の現状や仕事の内容等に関する理解を深めるとともに、保育所に対し、保育士としての就労を希望する者と接する機会を確保する。	学生 一般	各保育所等	
6月19日(火)	四国大学保育フェア	養成校において民間の保育園が、各事業所の特色や魅力を伝える。	四国大学学生	四国大学	
6月23日(土)	徳島文理大学保育フェア	養成校において民間の保育園が、各事業所の特色や魅力を伝える。	徳島文理大学学生	徳島文理大学	児童養護施設を含む。
8月9日(木)	保育フェア連絡会	保育フェアの趣旨・目的を学校や事業所と共有するとともに、学生へ保育の魅力効果を効果的に伝えるための協議を実施する。	四国大学 徳島文理大学 保育フェア出席事業所	ふれあい健康館	(新)
6月17日(日)	福祉就職転職ガイダンス	県内の福祉事業所の採用担当者と求職者が直接面談できる場をつくることで、情報交換や就職活動に役立ててもらおう。	一般・学生	ホテルクレメント徳島	
8月25日(土) 9月15日(土) 9月29日(土) 10月4日(木)	保育施設見学ツアー	保育施設を見学し、各施設の特色や魅力にふれることで、保育職への理解を深め、就職に向けた支援を行う。	学生 一般	保育所、児童養護施設、児童発達支援センターなどの保育士の必置事業所	
10月18日(木)	第1回保育人材確保検討会	保育人材の確保をより効果的に行うために、現状と今後の課題について必要な検討を行う。	委員	県立総合福祉センター	
12月2日(日) 12月16日(日) 2月3日(日) 2月17日(日)	保育士魅力アップセミナー	保育施設等での就職を希望する方に対し、必要となる智資h期や保育技術について研修を行い、保育士としてのスキルアップの支援を行う。	一般・学生	イオンモール徳島 四国大学 徳島文理大学 等	
10月1日(月) 10月15日(月) 他	保育士・保育事業者への巡回支援事業	保育士の離職防止・保育士等の勤務環境の改善を進めるため、保育事業者支援アドバイザーを配置し、勤務経験の短い保育士や保育事業者に対する助言等を行う。	事業者	各保育施設	(新)
2月頃	第2回保育人材確保検討会	保育人材の確保をより効果的に行うために、現状と今後の課題について必要な検討を行う。	委員	県立総合福祉センター	
3月頃	保育施設長セミナー	保育所等の管理者などを対象に、保育現場における効果的な人材確保のための具体的な取り組みや人材育成を通じた定着の仕組みづくりなどについて学ぶためのセミナーを開催する。	管理者	県立総合福祉センター	
3月頃	福祉就職転職フェア	県内の福祉事業所の採用担当者と求職者が直接面談できる場をつくることで、情報交換や就職活動に役立ててもらおう。	一般・学生	ホテルクレメント徳島	

参考

時期	事業名	内容	対象	備考
8月～10月	潜在保育士現況調査 (保育士登録者アンケート)	保育士登録者(8,990名)の現況調査を実施し、人材バンク機能の強化を図る。	徳島県への保育士登録者	(新)

【お問い合わせ】

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
徳島県福祉人材センター アイネット
〒770-0943 徳島市中昭和町 1-2 県立総合福祉センター3F
TEL : 088-625-2040 FAX : 088-656-1173
E-mail : ainet@tokushakyo.jp
ホームページ : <http://ainet-tokushima.jp/>



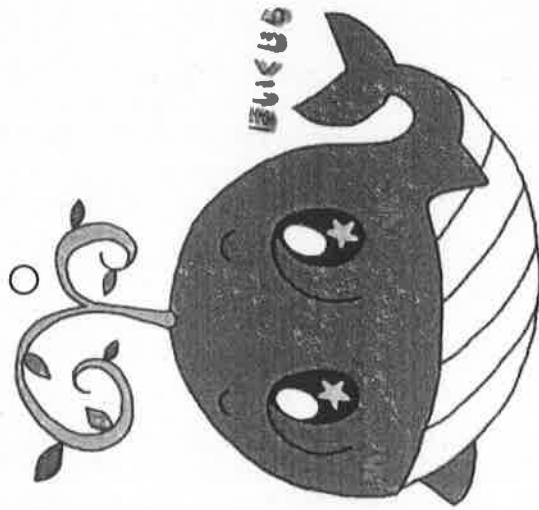
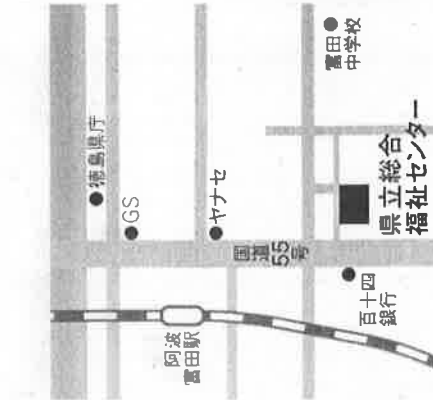
徳島県福祉人材センター
アイネット

【受付時間】

月曜日～金曜日（土・日・祝祭日は休み）
8：30～12：00、13：00～17：00

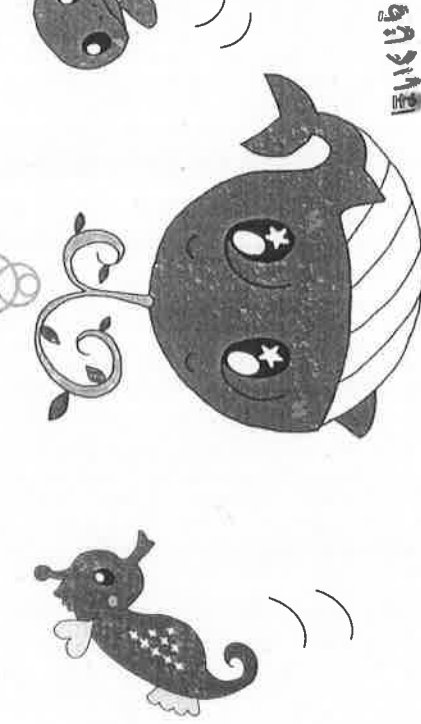
【アクセス】

- 1 徳島バス・徳島市バス「総合福祉センター前」下車すぐ。
- 2 JR「阿波富田駅」徒歩5分。
駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。



徳島県 保育士・保育所 支援センターガイド

保育士さんの就職を
応援します！

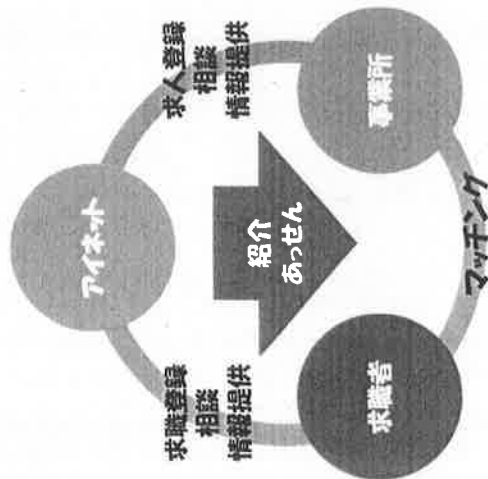




目的

保育人材の確保と定着をめざして

徳島県社会福祉協議会 福祉人材センターアインネット内に「徳島県保育士・保育所支援センター」を設置し、県内の保育現場における保育人材の安定的な確保と定着を図っています。



※無料職業紹介事業の運営については、職業安定法に基づき厚生労働大臣の許可を受けて行っています。

徳島県保育士・保育所支援センターとして

1 保育のお仕事無料紹介

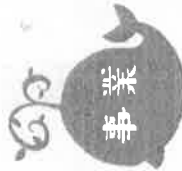
保育のお仕事を探されている方への就職あっせんや相談、保育人材を必要としている事業所からの求人に関する相談などに応じます。

2 保育士・雇業者への支援

徳島県保育士・保育所支援センターでは、保育士として働きたい方やスキルアップをしたい方のための支援として、**保育職場体験・見学や、保育の魅力や技術を磨くセミナー**を、また事業所に対しては**保育現場での人材確保・定着のためのセミナー**を開催しています。

3 保育士・雇業者への支援

保育士の資格取得を目指す学生の方や、保育士として再就職する方で保育士としてのプランクが1年以上ある方に、就職後の勤務年数によっては返済免除になる貸付制度があります。



事業

保育の職場で働きたいみなさま！ 人材センターに相談・登録してください！！

- ★保育の現場で働いたことのない方
- ★保育士の資格を持ちながら保育の職場から離れている方
- ※現職の保育士さんの相談もお受けしています。

アインネットに登録していただくと、毎月の求人情報誌やイベント等の案内をお送りいたします。登録から紹介状発行まですべて無料です。



1. 求職登録

来所や郵送、インターネットで登録できます。



2. 求人検索

来所や情報誌、インターネットでお仕事探し。



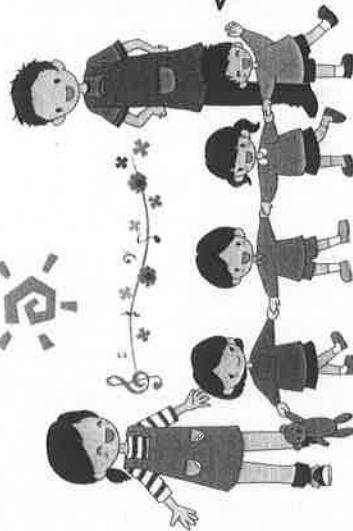
3. 紹介

来所やお電話で！日程調整や紹介状の発行をいたします。



4. 採用選考

いざ面接へ！！



気になる施設の見学や職場体験をしてみませんか。
施設に尋ねたいことなどもお気軽にお問い合わせください。

インターネット登録・検索はコチラから！

アインネットへお問い合わせはコチラから！

福祉のお仕事

<http://www.fukushi-work.jp>

モバイル版
QRコード



ホームページアドレス

<http://ainet-tokushima.jp/>

TEL : 088 - 625 - 2040

FAX : 088 - 656 - 1173

E-mail : ainet@tokushakyo.jp



徳島県福祉人材センター

アインネット



来てね!



保育施設見学ツアー

- ☆ 集合時間:午前8時45分 集合場所:徳島駅など 解散時間:正午~午後1時
- ☆ 途中でピックアップ、現地集合をご希望の方は御相談下さい!
- ☆ ご都合のつくコースにそれぞれご参加いただけます。



A 8月25日(土)

- ・気延のもりの保育園(名西郡石井町石井字石井 2033-2)
- ・放課後等デイサービス SMS いーちスクール
(板野郡上板町西分山下74)

B 9月15日(土)

- ・児童養護施設 阿波国慈恵院(徳島市福島1丁目 6-62)
- ・認定こども園すくすく(鳴門市大麻町大谷字井利の肩 29-1)

C 9月29日(土)

- ・児童発達支援事業所 どんぐり(阿波市阿波町東長峰 151-1)
- ・みのり乳児園(三好郡東みよし町加茂 1454-1)

《参加対象者》

徳島県内の保育施設への就職を希望する学生、保育関係の資格を持つ方、保育の資格取得予定者、保育補助員研修の受講者、保育の仕事に興味のある方

《目的》

保育施設を見学し、各施設の特色や魅力にふれることで保育職への理解を深め、就職に繋がる支援を行います。

《参加申込方法》

- ・福祉人材センターアイネットホームページの『保育施設見学ツアー』から
 - ・裏面申込書にご記入のうえ FAX
 - ・E-mail(ainet@tokushakyo.jp)
- いずれかの方法でお申し込みください。

お問合せ

徳島県社会福祉協議会 福祉人材センター
徳島県保育士・保育所支援センター(担当:山田・鈴木)
〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 県立総合福祉センター3階
Tel: 088-625-2040 FAX: 088-656-1173
E-mail: ainet@tokushakyo4.jp

保育職場体験申込書

整理番号

平成 年 月 日

次により保育の職場体験の参加を申込いたします。

フリガナ	性別	生年月日	年齢
氏名	男・女	西暦 年 月 日	年 歳
連絡先	〒() () ()		
保育職場経験・ 保育資格の有無	TEL: () () () 携帯電話: () () () () () ()		
在職区分	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () 年 () 月 () 日		
参加の動機	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 子育て支援員研修修了)		
体験希望施設	<input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 在職中		
体験希望日	<input type="checkbox"/> 保育の職場に就職したいと思っている		
	<input type="checkbox"/> 保育の仕事に興味がある		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	第1希望 月 日 () ~ 月 日 () (日間)		
	第2希望 月 日 () ~ 月 日 () (日間)		

*体験希望施設・体験希望日については、第2希望まで記入ください。

この申込書をFAXするか、コピーして郵送してください。持参も受け付けます。

〒770-0943 徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3F
 社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
 徳島県福祉人材センター アイネット

FAX.088-656-1173

*個人情報の取り扱いについて て記入いただいた個人情報は本事業のみに使用します。他の目的には使用いたしません。

送付先

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
 徳島県福祉人材センター アイネット内
 徳島県保育士・保育所支援センター
 〒770-0943 徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3F
 TEL.088-625-2040 FAX.088-656-1173
 受付時間/月曜～金曜 8:30～12:00、13:00～17:00(土・日・祝祭日は休み)



アイネット 徳島

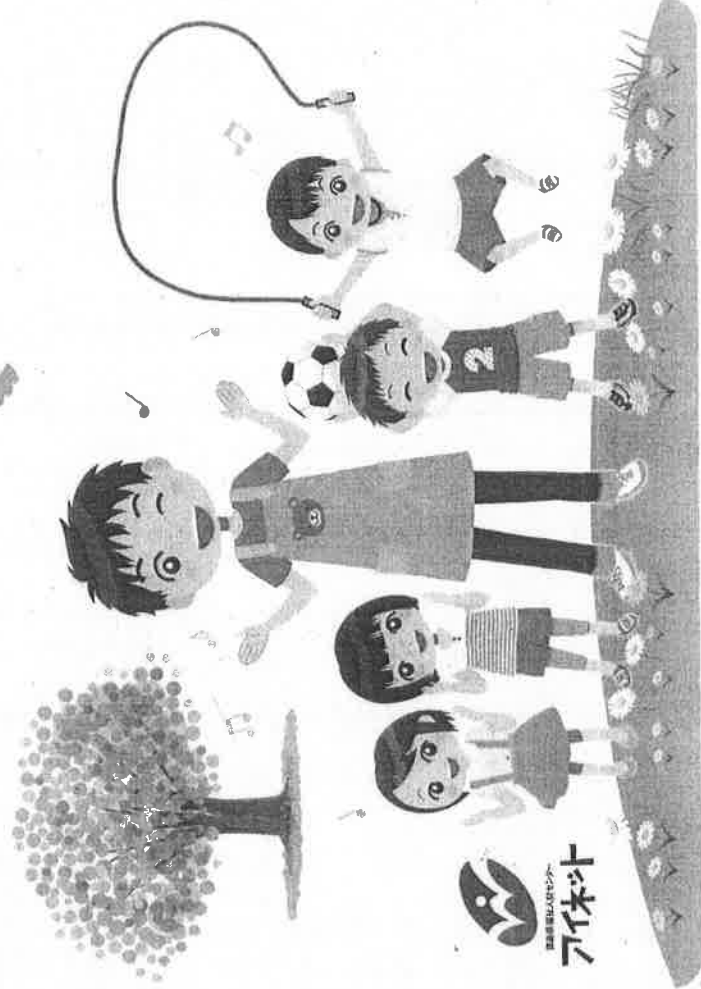


徳島バス「徳島市バス(総合福祉センター前)」下車すぐ、
 JR「阿波富田駅」徒歩5分、駐車場あり

保育職場体験

保育の職場を実際に体験できます

参加者
募集



保育士を目指して勉強している方、
かつて保育士として働いていた方、

経験はないけれど、子どもが大好きで保育の仕事に興味がある方、保育の職場を実際に体験してみませんか。
子どもたちや職員の方々々とふれあうことで、
自分の進路選びに確信が持てたり、
保育士として復帰したいと思う方もいません。
ぜひ一度、職場の雰囲気を感じてみてください。

もう一度、保育士として働きたい
子どもたちの元気な声と笑顔が大好き
保育士になって世の中の役に立ちたい
子どもたちに関わりたい
成長に関わりたい

保育士の先生に
ずっと憧れています

徳島県内の 保育の職場で 仕事の体験を しませんか。

右記の要項をお読みのうえ、
裏面の「保育職場体験申込書」に記入して
徳島県福祉人材センター アイネットまで
お申し込みください。
不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

参加対象

児童福祉分野への就職に関心をお持ちの方
*施設ごとに受け入れ条件があります。

体験施設

徳島県内の児童福祉関係の施設
*施設により健康診断、細菌検査等が必要な場合があります。

体験期間

- 1 中学生、高校生、大学生は原則3日間以内となります。
- 2 一般の方は原則5日間以内となります。
*特に希望がある場合は、最長10日間まで可能です(要相談)。

体験内容

各施設において福祉職場体験実施計画書を作成していますので、施設ごとに体験内容は異なります。
*時間は1日につきおおむね5~6時間程度です。

参加費

参加費は無料です(ただし交通費、昼食代などが必要になる場合があります)。
なお、万一の事故に備え、体験者はボランティア保険に加入していただきます。
*ボランティア保険の費用は福祉人材センターが負担し、加入手続きも行います。

1 お申し込み

受入施設一覧から希望施設を選び、「保育職場体験申込書」に必要事項を記入のうえ、福祉人材センターまでFAXもしくは郵送にてお送りください(持参可)。
*日程によっては体験受け入れが困難な場合がありますので、希望施設や日程は複数記入してください。

2 受付

「申込書」の記載内容を確認し、希望施設へ福祉人材センターから受け入れについて調整を行います。調整後、受入施設決定通知と合わせて、準備するものなどについて、福祉人材センターから、申込者へ連絡します。

3 体験実施

受入施設では担当職員の指導のもと、申し込みされた期間の職場体験を行います。仕事内容や利用者との接し方などについて学んでいただきます。
専門性の高い業務を任せられるのではなく、職場の雰囲気を感じてもらおうのが目的です。

4 体験終了

体験終了後、「アンケート用紙」に記入し、体験施設に提出してください。
福祉人材センターに求職者登録をすることができず。登録した方には、保育の職場についての情報や求人情報などを無料で提供します。



平成30年度

受講料無料

保育魅力アップセミナー

～保育がどんどん楽しくなる～

保育施設等で働きたい方に、必要となる知識や保育技術の研修を行います、保育の仕事のスキルアップを支援します！

第1回 平成30年12月2日(日) 13:30～15:00
イオンモール徳島5階イオンシネマ 7番館

「おっくん×保育×○○～保育の可能性は∞～」

最年少気象予報士が紅白歌合戦を経て保育園の先生に！
発表会で○○？遠足で○○？？？？？？？？
新しい視点でミライの保育を切り開きます！



講師 気象予報士・防災士
RAG FAIR 奥村 政佳 先生 (ラグフェア)

経歴
横浜市内の保育所で主任保育士として勤務の経験あり。
米沢市児童に対する気象教育の研究で日本気象学会奨励賞・
WNI(気象文化創造センター)気象文化大賞を2受賞

第2回 平成30年12月16日(日) 10:00～15:00
四国大学 児童教育館(山館)3階 358講義室

[10:00～12:00]

保育実践に役立つ知識と技術

子どもの病気とちよつとしたケガの対応
食育って何？ 保育養護ヒヤリハットって何？



[13:00～15:00]

楽しい保育の実践

赤ちゃんが絶対喜ぶ手作り玩具など、
子どもたちの遊びがもっと面白くなる

講師 四国大学生活科学部児童学科講師
兼 間 和美 先生

第3回 平成31年2月3日(日) 10:00～15:00

徳島文理大学25号館8階 リズム室・講義室

[10:00～12:00]

楽器を使った楽しい音楽遊び

子どもたちは楽器が大好き！
いつもの遊びに楽器を取り入れたり歌に合わせてたり、
楽器を楽しむアイデアを紹介します。



講師 徳島文理大学短期大学部保育科教授
児嶋 輝美 先生

[13:00～15:00]

つくってあそぼう！

子どもたちも保護者も楽しめる。身近な素材を使って
子どもたちと一緒に楽しんで遊べるものを作ります！



講師 徳島文理大学短期大学部保育科准教授
岩崎 順江 先生

第4回

平成31年2月17日(日) 10:00～15:00

徳島文理大学25号館8階 リズム室・講義室

[10:00～12:00]

ヨガであそぼう！

体に負担をかけず、体の歪みをきながら、ユッタリズム™
心と体をほぐしましょう。体の中の新しい力を体感！



講師 徳島文理大学短期大学部保育科教授
石井 慎子 先生

日常生活の中でも自宅でも 簡単に取り組める運動遊び

フィットネスを通して幅広い世代の健康づくりを！



講師 徳島文理大学非常勤講師 健康運動指導士
土間 美紀 先生

[13:00～15:00]

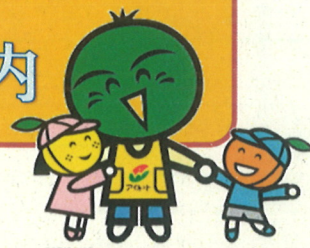
幼児の豊かな音楽表現を育むために

柔軟体操、呼吸法、発声法を学び、表現豊かに歌いましょう！



講師 徳島文理大学短期大学部保育科准教授
疋田 弘子 先生

保育士になりたい・働きたいを応援します！ 保育士修学資金等の貸付制度のご案内



徳島県社会福祉協議会では、保育人材の確保を図るため、保育士の資格取得を目指す方の修学、保育士資格持っている方の職場復帰や子育てをしながら働く保育士の方を応援する4つの貸付制度を実施します！

貸付メニュー(概要)

①保育士修学資金貸付事業

【対象】資格取得を目指し徳島県内の保育士養成校等に在学されている学生の皆さん

【貸付額】月額5万円以内（最大2年間。その他にも、入学準備金・就職準備金としてそれぞれ20万円以内で貸付を受けることもできます。）

【返還免除】5年間、徳島県内の保育所等で働くと貸付金の返還が免除

②保育補助者雇上費貸付事業

【対象】保育士資格を持たない保育補助者を雇用する徳島県内の保育事業者の皆さん

【貸付額】年額2,953,000円以内（最大3年間）（一定の条件を満たし、2人以上の保育補助者を雇用する場合は、年額5,168,000円以内）

【返還免除】指定期間内に保育補助者が保育士資格を取得すると貸付金の返還が免除

③保育士就職準備金貸付事業

【対象】保育士登録後1年以上経つ方で保育所等での業務を離れ、1年以上経つ方や勤務経験がない方

【貸付額】40万円以内（1人1回限り）

【返還免除】2年間、徳島県内の保育所等で働くと貸付金の返還が免除

④未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

【対象】未就学児を保育所等に預けているが、勤め先の保育所等の勤務時間帯により、ファミサポ等を利用する保育士の皆さん

【貸付額】ファミサポ等の利用料金の半額（年額123,000円以内（最長2年））

【返還免除】2年間、徳島県内の保育所等で働くと貸付金の返還が免除

貸付は全て無利子です。

上記の返還免除の条件を満たせば、返還する必要はありません。

○申込・問い合わせ先○

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター3階

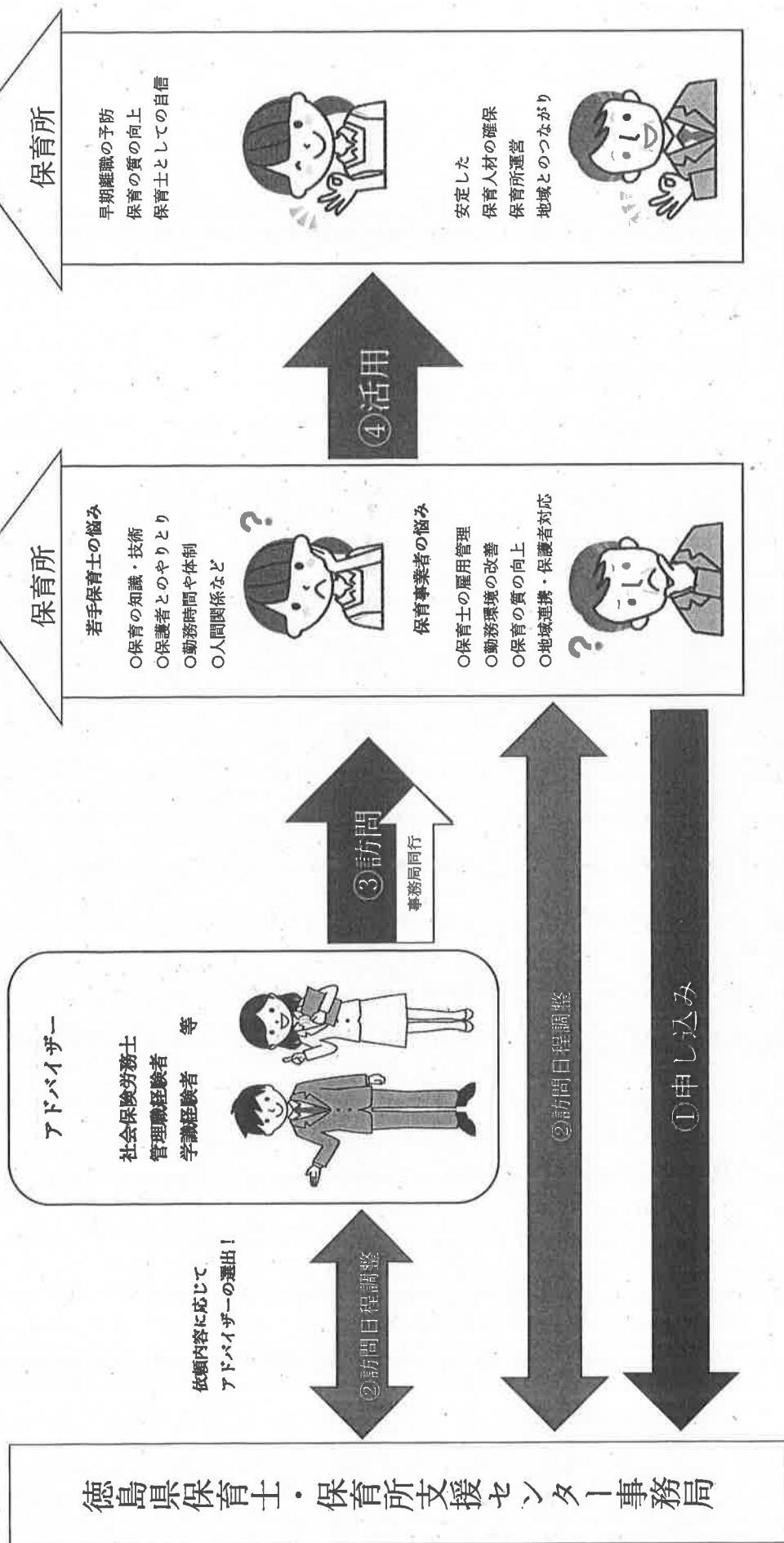
（社福）徳島県社会福祉協議会 徳島県保育士・保育所支援センター

TEL: 088-625-2040 ファクス: 088-656-1173



保育士・保育事業者に対する巡回支援事業

(この事業にかかる費用は無料です。)



※若手保育士・・・勤務経験5年未満、再就職後5年以内の保育士

平成30年度保育補助者雇上支援費補助イメージ図

平成29年4月1日時点で
待機児童が発生している
市町村に限る。

事業の概要

民間保育所等が保育補助者を雇上げる際の人の人件費等を補助することによって、保育所等における保育士の負担を軽減し、離職防止を図り、保育人材の確保を行う。

人件費：国庫補助金(保育補助者雇上強化事業)を活用

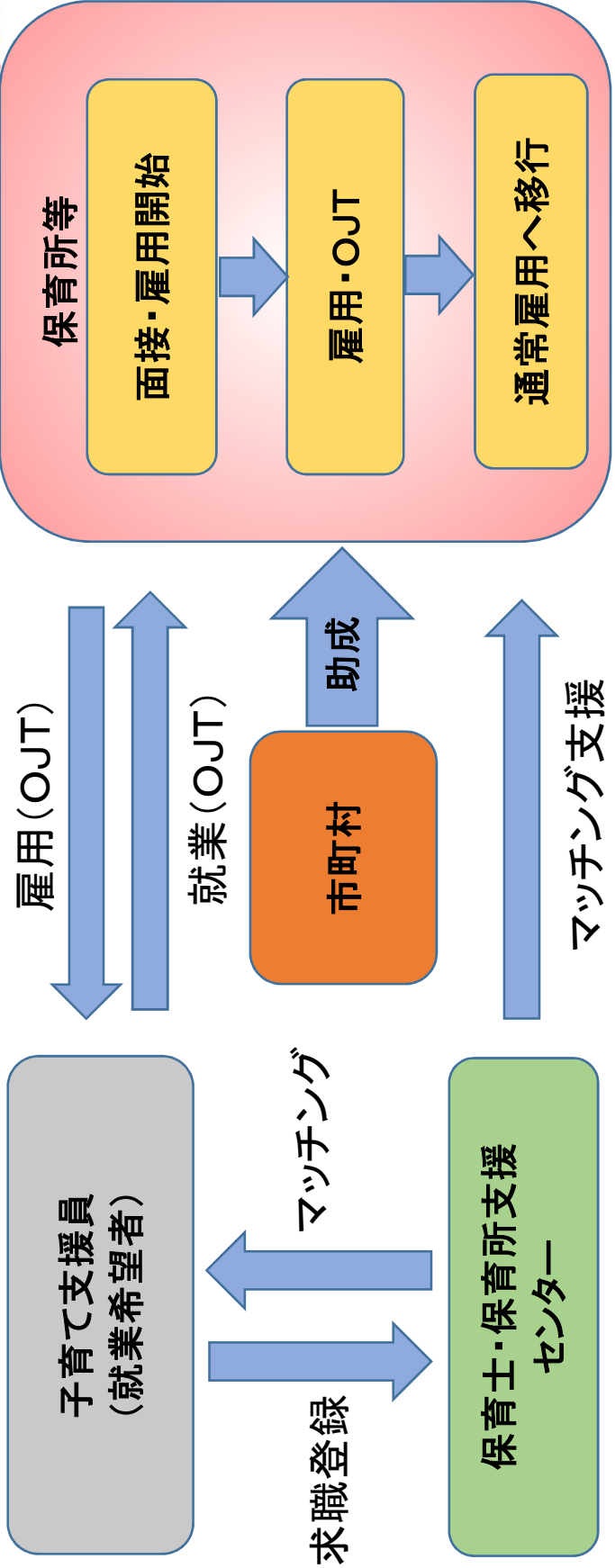
就業(雇用)

OJT訓練実施

3か月程度

通常雇用へ移行

事業の仕組み



子育て支援員研修 はじまります！！

あなたの育児経験や
お仕事経験
活かしてみませんか！



公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク

※この研修は、(公財)徳島県勤労者福祉ネットワークが徳島県より委託を受けて実施します。

「子育て支援員」研修について

なぜ子育て支援員が必要なの？

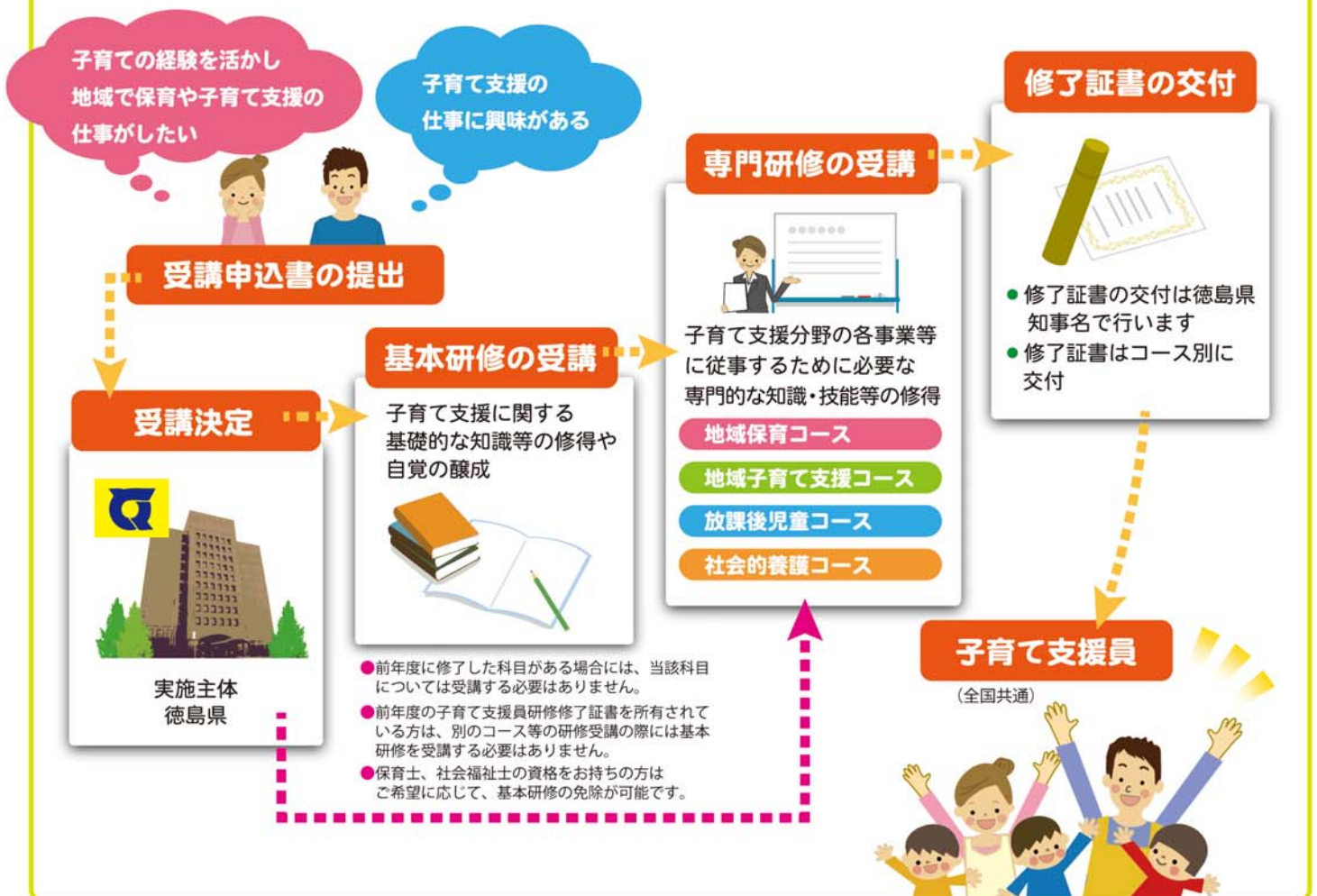
平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、小規模保育、家庭的保育等の地域型保育や、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材を確保する必要性が増しています。そこで、地域において**保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち**、保育や子育て支援分野の各事業等に**従事することを希望する方**、または**従事している方**を対象として、必要な知識や技能等を修得した「**子育て支援員**」を養成する研修を実施することになりました。

子育て支援員って何？

都道府県等が実施する研修（「**基本研修**」および「**専門研修**」）を修了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で、必要な知識や技術等を修得したと認められる方のことです。

（公財）徳島県勤労者福祉ネットワークでは、徳島県より委託を受けて「徳島県子育て支援員研修」を実施し、徳島県が本研修の修了者を、**全国で通用する「子育て支援員」**として認定します。

子育て支援員になるには？



どんなコースがあるの？

● コースの種類と概要

地域保育 コース

「子ども・子育て支援新制度」によって地域型保育として位置づけられた小規模保育や家庭的保育（保育ママ）、事業所内保育、一時預かりの保育従事者等や、ファミリー・サポート・センターで提供会員として勤務する方向けのコースです。このほか、認可外保育施設の保育従事者や保育所の補助的職員等として勤務する方にもおすすめのコースです。

地域子育て支援 コース

地域子育て支援拠点（公共施設等の身近な場所で子育て中の親子の交流や育児相談、育児に関する情報提供を行う場）や、利用者支援事業（市町村窓口等で利用者支援を実施）で勤務する方向けのコースです。

放課後児童 コース

放課後児童クラブ（保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する場）に従事する放課後児童支援員の補助者として、勤務する方向けのコースです。

社会的養護 コース

社会的養護（保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育・保護し、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと）における補助的な支援者として、児童養護施設等で勤務する方向けのコースです。

● 研修の体系

分野	事業内容	基本研修	専門研修
地域保育 コース	小規模保育事業 (保育従事者)	8科目・ 8時間	(共通科目) 11科目・ 14時間 6科目・ 6時間 +2日 6科目・ 6時間 +2日 4科目・ 6.5時間
	家庭的保育事業 (家庭的保育補助者)		
	事業所内保育事業 (保育従事者)		
	一時預かり事業 (保育従事者)		
	ファミリー・サポート・センター (提供会員)		
地域子育て支援 コース	利用者支援事業・基本型 (専任職員)	9科目・ 16時間 +1日	
	利用者支援事業・特定型 (専任職員)	5科目・ 5.5時間	
	地域子育て支援拠点事業 (専任職員)	6科目・ 6時間	
放課後児童 コース	放課後児童クラブ (補助員)	6科目・ 9時間	
社会的養護 コース	乳児院・児童養護施設等 (補助的職員)	9科目・ 11時間	

注1) は研修が従事要件となっている事業。 は研修の受講が推奨されている事業。上記は主な従事先であり、従事できる事業・施設はこれらに限られません。

注2) 専門研修の「+2日」および「+1日」とは、見学実習の日数を表しています。

注3) 利用者支援事業・基本型の専門研修には、事前学習（8時間相当）が含まれています。

平成30年度 徳島県子育て支援員研修 受講申込書

修了証書の発行等に必要です。
正確にご記入下さい。

申込受付期間
7/10(火)～8/6(月)

ふりがな				性別
氏名				男・女
生年月日	S・H	年	月	日(歳)
住所	〒 - 徳島県			受講票及び修了証書の宛先になりますので、番地まで正確にご記入ください。
電話番号	(自宅もしくは携帯)			事務局から日中に問い合わせることがあります。
勤務先	(事業所名)			
基本研修 ※いずれかに○ ※1	()A ()B ()C ()免除 ()平成29年度に受講済 ★平成28年度より以前に受講した方は再受講が必要です。			
専門研修 コース ※2、3、4 *希望コースに○をお付けください。 *複数のコースを希望の場合、優先順位をお付けください。	地域保育コース ※共通コースA・Bを選んだ後、各コースをお選びください。	共通	()A ・ ()B	
		地域型保育 <small>小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業</small>	()A ・ ()B	
		一時預かり事業	()A ・ ()B	
		ファミリー・サポート・センター	()A ・ ()B	
	地域子育て支援コース	利用者支援事業・基本型 ※5	()	
		利用者支援事業・特定型	()	
		地域子育て支援拠点事業	()	
放課後児童コース	()A ・ ()B			
社会的養護コース	()			
現任研修	()11/18(日) ・ ()11/28(水) ※6			
フォローアップ研修	()11/18(日) ・ ()11/28(水) ※6			
備考欄 保有資格など	※昨年度受講された方は、コース名等をご記入ください。			

注意事項

- ※1 基本研修は、A・B・Cのうちいずれかを選んでください。(保育士・社会福祉士の有資格者、平成29年度に受講済の方は免除が可能です。免除希望者は備考欄に保有資格を記入の上、その資格を証明する書類の写しを提出してください。)
 - ※2 専門研修は、基本研修を修了した方が対象となります。
 - ※3 専門研修は、定員に余裕がある場合に限り、複数の受講が可能です。優先順位を記入してください。
 - ※4 定員を超過した場合は先着順となり、受講できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
 - ※5 「利用者支援事業・基本型」の受講には、地域子育て支援拠点事業や保育所における主任保育士業務等で1年以上の実務経験が必要です。受講希望者はこれを証明する書類(在勤証明書等)を提出してください。
 - ※6 現任研修は本研修を受講し、各種事業等に従事している方で、フォローアップ研修はそのうち従事期間が2年未満の方が受講することができます。
- ◆受講決定後に、受講票と受講の案内等を郵送します。研修に関する詳細はその書類をご覧ください。
 - ◆お申込みは、受講申込書を下記窓口に郵送・ファクシミリ・直接持参にてお願いします。
 - ◆本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、主催者からの各種連絡、情報提供以外には使用いたしません。

お問い合わせ・お申込み先

(公財)徳島県勤労者福祉ネットワーク 子育て支援員研修事務局

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1 徳島県労働福祉会館(わくびあ徳島)4F 【月～金 9:00～17:00】

■TEL: 088-655-2940 ■FAX: 088-611-3323 ■メール nw@toku-nw.com

■ホームページから「受講申込書」をダウンロードいただけます ⇒ <http://toku-nw.com>

研修日程

基本研修

▼ 3つの日程の中から選択(研修内容は同じ)

研修名	日程	時間	定員	場所	
基本研修	A	8月22日(水)	9:40～15:20	70	ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)
		8月23日(木)	9:50～15:00		ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)
	B	8月26日(日)	9:40～15:20	70	アスティとくしま第1会議室
		9月2日(日)	9:50～15:00		ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)
	C	8月29日(水)	9:40～15:20	70	ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)
		8月30日(木)	9:50～15:00		ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)

専門研修

▼ A・Bあるコースはどちらかを選択(研修内容は同じ)

研修名	日程	時間	定員	場所			
地域保育 コース 共通+選択	共通 ※1	A	9月6日(木)	9:30～15:40	70	徳島県教育会館会議室1	
			9月10日(月)	9:30～14:30		ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)	
			9月11日(火)	9:30～15:40		ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)	
		B	9月9日(日)	9:30～14:30		70	ポリテクセンター徳島会議室1・2
			9月15日(土)	9:30～15:40			徳島県教育会館会議室1
			9月22日(土)	9:30～15:40			ポリテクセンター徳島会議室1・2
	選択	地域型 保育 <small>(小規模保育事業、 家庭的保育事業、 事業所内保育事業)</small> ※2	A	9月27日(木)	9:15～16:30	40	ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)
				10/1(月)～10(火)	9:15～16:30		実習(各保育園)
		B	11月11日(日)	9:15～16:30	40	アスティとくしま第1会議室	
			11/12(月)～16(金)	9:15～16:30		実習(各保育園)	
		一時預かり 事業 ※2	A	9月30日(日)	9:15～16:30	25	ふれあい健康館第1会議室
				10/1(月)～10(水)	9:15～16:30		実習(各保育園)
		B	10月18日(木)	9:15～16:30	25	総合福祉センター101会議室	
			10/22(月)～30(火)	9:15～16:30		実習(各保育園)	
ファミサポ 事業	A	10月9日(火)	10:00～15:30	20	わーくびあ徳島4F大会議室		
		10月12日(金)	10:00～12:00		わーくびあ徳島4F大会議室		
B	11月7日(水)	10:00～15:30	20	わーくびあ徳島4F大会議室			
	11月8日(木)	10:00～12:00		わーくびあ徳島4F大会議室			
地域子育て 支援コース	利用者支援事業・基本型 ※3	10月3日(水)	10:00～15:40	20	ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)		
		10月11日(木)	10:00～14:30		ポリテクセンター徳島会議室1		
	利用者支援事業・特定型	9月20日(木)	9:50～16:40	20	アスティとくしま第1会議室		
地域子育て支援拠点事業	10月30日(火)	9:15～16:40	40	ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)			
放課後児童コース	A	10月14日(日)	9:15～16:20	50	ポリテクセンター徳島会議室1		
		10月15日(月)	9:20～12:30		ポリテクセンター徳島会議室1		
	B	10月21日(日)	9:15～16:20	50	ポリテクセンター徳島会議室1		
		10月22日(月)	9:20～12:30		ポリテクセンター徳島会議室1		
社会的養護コース	10月25日(木)	9:30～16:20	30	ポリテクセンター徳島会議室1			
	10月31日(水)	9:30～16:10		ときわプラザ研修室1(アスティとくしま内)			

現任研修	11月18日(日)	10:00～12:00	70	わーくびあ徳島502会議室
	11月28日(水)	10:00～12:00		ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)
フォローアップ研修	11月18日(日)	13:00～15:00	70	わーくびあ徳島502会議室
	11月28日(水)	13:00～15:00		ときわプラザ研修室1・2(アスティとくしま内)

- ※1 地域保育コース[共通]については、A・Bいずれかの日程でやむを得ず受講できなかった方に対して、一部補講があります。
- ※2 地域保育コース[地域型保育および一時預かり事業]は講義のほかに見学実習があります。各自指定された事業所(保育所等)で2日間実施します。また、すでに保育所等で勤務されている方にも見学実習は必要となります。その場合、従事している事業所とは別の事業所で実施します。なお、見学実習前に検便検査を各自で受けていただき、結果報告書の提出をお願いしますので御承ください。
- ※3 地域子育て支援コース[利用者支援事業・基本型]は事前調査として課題があります。



子育て支援員 Q & A

Q 誰でも研修を受けられるの？

A 県内に在住または在勤（保育や子育て支援分野）の方などで、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、県内において近い将来保育や子育て支援等の分野で従事することを希望する方が対象となります。

Q 費用はどのくらいかかるの？

A 研修への参加費用は無料です。ただし、会場への交通費及び昼食代は自己負担となります。なお、コースによってはテキスト代や実習に伴う検査費用等がかかります。詳しくは（公財）徳島県勤労者福祉ネットワークまでお問合せください。

Q 保育士の資格を持っているが、すべての研修を受けなければならないの？

A 保育士、社会福祉士の資格をお持ちの方は基本研修の免除が可能です。

Q 研修修了後の働き先はどう探すの？

A 雇用については徳島県が斡旋等を行うことはできません。市町村の広報誌などに掲載された求人情報やハローワーク、徳島県福祉人材センター（アイネット）などの無料職業紹介所で確認してください。なお、基本研修の際に、徳島県福祉人材センター（アイネット）の求職登録について、案内を行う予定です。

Q 各コースの内容など、もっと詳しく知りたいのですが。

A 子育て支援員研修の受講希望者に対し、各コースの内容などの詳細について、**7月10日（火）に事前説明会を実施**します。説明会への参加は任意ですが、子育て支援員研修について興味がある方は、是非ご参加ください（要事前申込）。どのコースを選べばいいかわからず、受講申込書を書きづらい方も、説明会への参加申込により、研修受講の仮申込扱いとしますので、説明を聞いた後に受講申込書の記載が可能です。

あなたの**経験**を活かしてみませんか！

- 子育てが一段落して、保育や子育て支援の現場で**育児経験**を活かしたいと思っている方
- 保育や子育て支援の現場で働いていて、**スキルアップ**をしたい方
- **保育や子育て支援分野に興味**のある方

などなど… **ぜひご検討ください！**

自らの子育て経験や職業経験などを持っている
地域のみなさまの受講をお待ちしています！

お問合せ先



公益財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワーク

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1 わーくぴあ徳島4F
TEL. 088-655-2940 FAX. 088-611-3323
ホームページURL <http://toku-nw.com>



勤労者福祉ネットワーク 検索

平成30年度現任保育士等研修事業実施要領

1 目 的 保育及び給食に関する知識及び技術の修得を通して、保育所等の職員の資質の向上、ひいては本県における保育内容及び給食内容の向上を図ることを目的とする。

2 研修内容

研 修 名	研 修 内 容
現任保育士研修	保育内容の向上に資するための講義，演習及び実習とする。
給食関係者研修	給食業務の改善及び食育の実施に関する研究発表，調理実習，保育所給食指導を含めることとする。

3 研修構成 研修計画策定委員会を設置し、研修内容の検討を行う。「階層別研修」と「専門分野別研修（給食担当者研修含む。）」に分けて実施する。

4 研修方法，対象等

研 修 名 等		対 象 者 (※)	研修 日数	受講 者数	備 考
階層別 研 修	①新任保育士研修	3年未満の保育士等	各 1日 以上	各 180 人	各研修は、「保育士等キャリアアップ研修」で実施しない分野について実施するものとする。 「人権を大切に する保育」に関する内容を組み込む。
専 門 分 野 別 研 修	選 ②乳児保育担当者研修	乳児保育担当者等			
	択 ③特別支援保育担当者研修	特別支援保育担当者等			
	④子育て支援担当者研修	地域子育て支援担当者等			
	事 ⑤健康及び安全研修	保育士等			
	⑥保護者支援研修				
	業 ⑦アレルギー及び食育研修				
	⑧保育実践研修				
	必 須 ⑨保育所給食担当者研修	給食担当者等			

※対象者は、保育所，認定こども園及び地域型保育事業の保育士等とする。また、幼稚園に勤める幼稚園教諭も対象とすることとし、おおむね各研修の定員のうち30名を定員として割り当てるものとする（⑨を除く。）。

5 講 師 関係機関における専門家の指導助言を得る。

6 経 費 対象経費は、賃金，報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料とする。
なお、事業に係る収入及び支出の状況を他の経費と明確に区分して経理しなければならない。

平成30年度保育士等キャリアアップ研修事業実施要領

1 目的

保育現場において専門的な対応が求められる分野の研修を行い、リーダー的職員の育成を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) 研修の実施

ア 研修対象者

(ア) 県内の保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業所で勤務する又は勤務を予定している職員

(イ) 県内の幼稚園に勤務する幼稚園教諭

イ 研修の内容

(ア) 「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（平成29年4月1日雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」別紙。以下「ガイドライン」という。）3（1）に定める専門分野別研修6分野及びマネジメント研修を実施すること。

(イ) 定員規模は実施する研修分野ごとに180名を確保すること。

(ウ) 研修内容は、ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」及び「内容」欄に掲げる内容を満たすこと。

(エ) 研修回数は、定員規模を満たす回数を実施すること。

(オ) 研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有する者とする。

(カ) 研修の実施に当たっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせ、受講者が主体的に研修に参加でき、知識や技能を修得できるよう工夫すること。

(2) 研修の企画及び運営

ア 研修計画の作成

契約後、研修計画を速やかに作成すること。

イ 研修日程の設定及び研修会場の確保

受講者が研修を受講しやすい日程、時間を設定すること。

受講者が研修を受講しやすいよう公共交通機関等を利用しやすい会場又は自家用車での受講に支障がない規模の駐車場のある会場を設定すること。

ウ 研修講師の選定、確保及び連絡調整

研修講師は、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定すること。

日程調整等の連絡を行うこと。

エ 研修資料等

研修のために講師や受託者が作成した資料は、本委託業務の経費で印刷し配布すること。なお、教材を使用する場合の経費は受講者負担とし、受講者に過度の負担にならないよう考慮すること。

オ 研修申込みの取りまとめ

研修申込みは、各施設から参加希望者の推薦順位をつけて募集し、研修希望者が定員を上回った場合は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日府政共生第349号26文科初第1463号雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）等連名通知）の処遇改善等加算Ⅱの加算要件であることを踏まえ、

民間施設の参加希望者を優先する。なお、公立施設の定員枠についても、前年度の受講実績相当を確保するものとする。

研修申込みの際には、受講者の保育士登録番号、氏名、生年月日、勤務先施設の名称、住所の情報を確認し、申込者名簿を作成すること。

カ 修了評価に係るレポートの確認

修了評価が実施できるように、修了評価に係るレポート等を作成し、受講者に提出させ、研修終了後に一式を取り揃えた上で県に提出すること。

キ 受講状況管理、受講者名簿の県への送付

受講者の受講状況について受講者名簿を作成し、研修修了後に「修了した研修分野」、
「修了証番号」及び「修了年月日」を県に提出すること。

ク その他研修の実施に伴い発生する業務

- ① 開催案内の作成，発送
- ② 研修の募集，周知，
- ③ 受講者の決定及び受講決定，開催通知等の送付
- ④ 研修に必要な設備，教材，機器等の準備
- ⑤ 受付（受講者の本人確認）及び出席状況の管理（遅刻，欠席，途中退席等）
- ⑥ 司会進行，講師への対応等研修当日の運営
- ⑦ 研修実施に伴い発生する諸経費の支払
- ⑧ 研修実施後の実績報告書の作成

3 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

本業務は、個人情報を多く取り扱うため、委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。

また、本仕様書に基づく業務を行うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

受託者は、本業務により知り得た情報などを他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 協議事項

次の事項については、県と協議すること。

- ① やむを得ない事情等により、本要領の変更を必要とする場合
- ② 本要領に記載されていない事項が発生した場合
- ③ 委託業務において質疑が生じた場合

(3) 対象経費

研修業務に必要な報酬，賃金，報償費，旅費，需用費（消耗品費，食糧費），役務費（通信運搬費），使用料，賃借料（会場使用料，賃借料）等及びこれらの経費に係る消費税を対象とする。

4. 実施日程・会場

＜徳島会場＞会場：徳島県JA会館 すだちホール・3日目のみ大ホール
〒770-0011 徳島市北佐古一番町 5-12

	9/24 (月・休)	10/8 (月・祝)	11/4 (日)	11/23 (金・祝)	12/9 (日)	12/23 (日)
10:15～ 10:30	ガイダンス					
10:30～ 12:00	1-①	2-⑦	3-⑨	3-⑧	3-⑧	
13:00～ 14:30	1-②	2-④	2-⑥	5-⑬	4-⑪	6-⑮
14:40～ 16:10	1-③	2-⑤	3-⑩	5-⑭	4-⑫	6-⑯
16:10～ 16:30						人材センター設 明・ガイダンス
講師	中山 芳一 (岡山大学)	中田 周作 (中国学園 大学)	上岡 義典 (徳島大学)	矢吹 一馬 (放課後児童 支援員)	豊田 開吏 (放課後児童 支援員)	籠田 桂子 (放課後児童 支援員)

＜美馬会場＞会場：美馬市地域交流センター 1階 活動のハコ

〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻西分 1 1 6-1

	9/23 (日)	10/7 (日)	10/14 (日)	11/18 (日)	12/2 (日)	12/16 (日)
10:15～ 10:30	ガイダンス					
10:30～ 12:00	1-①	2-⑦	2-⑦	3-⑨	3-⑧	
13:00～ 14:30	1-②	2-④	2-⑥	5-⑱	4-⑪	6-⑮
14:40～ 16:10	1-③	2-⑤	3-⑩	5-⑲	4-⑫	6-⑯
16:10～ 16:30						人材センター設 明・ガイダンス
講師	中山 芳一 (岡山大学)	中田 周作 (中国学園 大学)	上岡 義典 (徳島大学)	矢吹 一馬 (放課後児童 支援員)	豊田 開吏 (放課後児童 支援員)	矢吹 真子 (放課後児童 支援員)

平成30年度 徳島県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

1. 目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補充し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらおうことを目的として実施するもの。

2. 主催 徳島県(委託先：特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会)

3. カリキュラム内容

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解 【4. 5時間】
1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6時間】
2-④ 子どもの発達理解
2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
2-⑥ 障害のある子どもの理解
2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもへの育成支援 【4. 5時間】
3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
3-⑨ 子ども遊びの理解と支援
3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間】
4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4-⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間】
5-⑬ 子ども生活面における対応
5-⑭ 安全対策・緊急対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間】
6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

平成29年度放課後児童支援員等資質向上研修会実施要綱

- 1 目的** 放課後児童健全育成事業を実施する上で、子供たちの健康や安全管理に十分気を配り、それぞれの成長段階に応じた育成支援を行う放課後児童支援員等や関係者の資質の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施方法** 講義・実践形式
- 3 主催** 徳島県、徳島県学童保育連絡協議会
- 4 対象者** 放課後児童支援員、補助員、保護者、地域運営委員、行政担当者等
- 5 日時** 平成30年2月18日（日） 午前10時から午後3時まで
- 6 会場** ふれあい健康館（徳島市沖浜東2丁目16番地）

7 内容

[午前の部（午前10時から正午まで）] ※中堅者・リーダー（経験年数5年以上）向け研修

- 研修1 講演内容 〈発達障がいのある子どもの理解と支援〉
 講師 井上 とも子 氏（鳴門教育大学教授）
 会場 第2会議室（定員72名）
- 研修2 講演内容 「児童虐待の現状と対応について」
 講師 小倉 高幸 氏（徳島県中央こども女性相談センター次長）
 会場 第1会議室（定員48名）
- 研修3 講演内容 「食物アレルギーの基礎知識と食事バランスについて」
 講師 野間 智子 氏（とくしま食育推進研究会代表）
 会場 第4会議室（定員42名）

[午後の部（午後1時から3時まで）] ※初任者（経験年数5年未満）向け研修

- 研修4 講演内容 〈発達障がいのある子どもの理解と支援〉
 講師 井上 とも子 氏（鳴門教育大学教授）
 会場 第1会議室（定員48名）
- 研修5 講演内容 「児童期の発達理解」
 講師 寒川 伊佐男 氏（徳島文理大学名誉教授）
 会場 第2会議室（定員72名）
- 研修6 講演内容 「食物アレルギーの基礎知識と食事バランスについて」
 講師 野間 智子 氏（とくしま食育推進研究会代表）
 会場 第4会議室（定員42名）

8 日程

9:30	10:00	12:00	13:00	15:00
受付	午前の部 (研修1～3のいずれかを選択)	昼食・ 午後受付	午後の部 (研修4～6のいずれかを選択)	

55 安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に向けた対応について

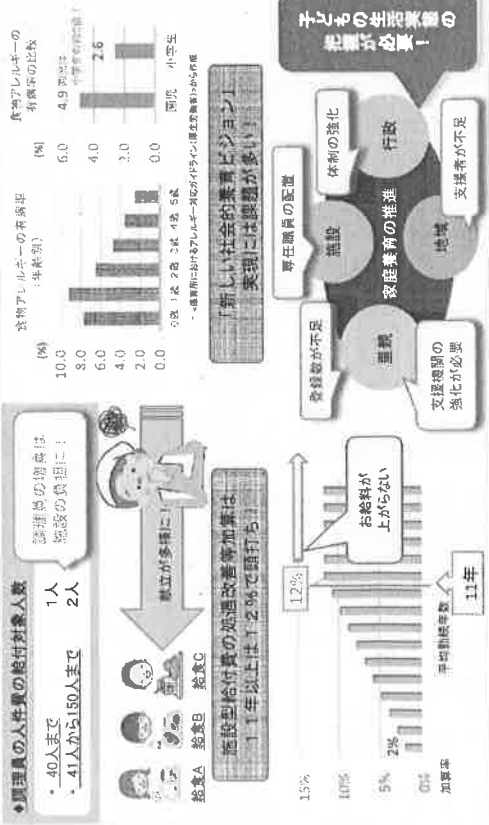
主管省庁 内閣府 内閣府 文部科学省初等中等教育局、厚生労働省子ども家庭局

【現状と課題】

直面する課題

- 結婚支援の取組みには、中長期的な展開が及ばせない。
- 保育所等において食物アレルギーへの対応のため、調理員の負担が重い。
- ニーズの増大に、保育所や放課後児童クラブの受け皿整備が追いつかず、待機児童が発生している。
- 保育士の処遇改善については、長期継続に応じた昇給等が難しく、新たに導入された「処遇改善Ⅱ」では、職員構成や給与水準を踏まえた柔軟な配分ができなため、現場で混乱が生じている。
- 「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育の一層の推進、児童養護施設等の高機能化が求められるが、人員及び財源の確保が難しい。

保育所では子どもの生命を守る観点からも「食物アレルギー」への対応が課題に



【政権与党の政策方針】

- ◇ 《平成30年度国予算の内容》
 地域少子化対策重点推進交付金 9.9億円 (内閣府)
- ◇ 保育等の受け皿拡大・保育人材の確保 1,071億円 (厚生労働省)
- ◇ 児童虐待防止対策の推進・社会的養育の充実 1,548億円 (厚生労働省)

担当部署 次世代育成・青少年課、総務課、学校教育課、関係法令等
 子ども・子育て支援法、児童福祉法

【課題解決への方向性と処方箋】

方向性（処方箋）

- 結婚から子育てまで切れ目のない少子化対策や子育て支援を地方が安定的に実施するための財政支援が必要である。
- 待機児童の早期解消のためには、認定こども園や放課後児童クラブ等の施設整備や保育人材の安定的確保に向けた財政支援の充実が必要である。
- 社会的養護が必要とされる子どもへの多様な支援の充実が必要である。

一歩先を見据えた本県独自の施策

- 「多子世帯」及び「ひとり親家庭」等の児童に係る「放課後児童クラブ利用料」を無料化（平成28年度～）

地方創生の成果実感に向けて

【徳島発の政策提言】

具体的内容

提言① 少子化対策、子育て支援の更なる充実

- ・ 「地域少子化対策重点推進交付金」の対象事業の拡大を図ること。（結婚支援センターの運営など中長期的な取組みに対する支援）
- ・ 「子ども・子育て支援新制度」に必要な財源の確保を図ること。
- ・ 保育所、認定こども園における食物アレルギーに対応するための調理員の加配に対する加算制度を創設すること。
- ・ 経済的負担軽減のため、放課後児童クラブ利用料の無料化を図ること。

提言② 待機児童対策の加速化

- ・ 施設整備に必要な財源を確保すること。
- ・ 保育人材を安定的に確保するため、職員の平均勤続年数に応じた人件費の加算率の上限を見直すとともに、技能・経験に応じた「処遇改善Ⅱ」についても、各施設における柔軟な配分を可能とすること。
- ・ 放課後児童支援員の更なる処遇改善など、放課後児童クラブの安定的な運営を図る補助制度の拡充を図ること。

提言③ 厳しい環境におかれた子ども達への支援の強化

- ・ 「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向け、必要な財源を確保すること。
- ・ 「地域子供の未来応援交付金」を活用し、「子どもの生活等の実態調査」と併せ、地域の実態に応じた事業を実施する際は補助率の引上げ及び採択基準の緩和を行うこと。

将来像

安心して子どもを生み育てることができる社会の実現！

企業主導型保育施設一覧

平成30年10月17日現在

整備 助成	所在地	保育施設名	定員 地域枠 (内数)	利用状況(地域枠の内数は不明)							報告時点	設置者	運用開始月	設置パターン
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	計					
1 ○	徳島市	ヨコミネ式保育園	80 40	1	8	6	8	24	47	2018年7月1日	台同会社ネクストD	2016年8月	駅等近接型	
2 ○	阿南市	Starry保育園	30 15	1	6	5	5	4	21	2018年6月18日	医療法人 榎水会	2016年12月	住宅地型	
3 ○	徳島市	協立病院事業所内保育所	41 8	6	9	4	1	3	23	2018年7月1日	医療法人清和会	2017年4月	住宅地型	
4 ○	徳島市	ニチキッズ北たみや保育園	18 9	3	5	5			13	2018年7月2日	株式会社ニチイ学館	2017年4月	住宅地型	
5 ○	徳島市	イオンゆめみらい保育園 徳島	30 15	1	6	3	1	0	11	2018年6月1日	イオンモール株式会社	2017年4月	大型施設型	
6 ○	徳島市	あなかれほいこえん徳島	19 9	2	6	3			11	2018年7月2日	学校法人穴吹学園	2017年8月	病院・介護施設・学校内設置型	
7 ○	北島町	カラースイッチャーナショナル 北島園	40 20	7	8	8	5	3	31	2018年8月1日	株式会社とぎわ	2017年10月	住宅地型	
8 ○	小松島市	ひまわりルーム	6 0		3				3	2018年8月21日	医療法人松風会江藤病 院	2018年1月	病院・介護施設・学校内設置型	
9 ○	小松島市	カラースイッチャーナショナル 小松島園	30 15	4	3	3	1	2	13	2018年8月20日	株式会社HACO	2018年1月	住宅地型	
10 ○	徳島市	ピーススターク保育園とくしま	210 0	18	38	34	33	37	160	2018年8月1日	大塚製菓株式会社	2018年4月	工業団地型・商業団地型	
11 ○	松茂町	Kids center Akamatsu	18 0	0	2	1	2		5	2018年8月1日	赤松化成工業株式会社	2018年4月	事業所内設置型	
12 ○	徳島市	あいぐらん保育園徳島	12 6	3	5	1			9	2018年8月1日	株式会社アイグラン	2018年4月	住宅地型	
13 ○	藍住町	ソーレ・インターナショナル保育園 藍住園	30 15	3	8	6	2		19	2018年8月28日	一般社団法人民間教育 健全育成協会	2018年4月	事業所内設置型	
14 ○	北島町	ソーレ・インターナショナル保育園 北島園	19 0	5	5	2			12	2018年8月27日	一般社団法人民間教育 健全育成協会	2018年4月	事業所内設置型	
16 ○	徳島市	ソーレ・インターナショナル保育園 三軒屋園	19 9	1	0	1			2	2018年9月26日	一般社団法人民間教育 健全育成協会	2018年9月	事業所内設置型	
15 ○	美馬市	ソーレ・インターナショナル保育園 脇町園	19 9	1	3	0			4	2018年9月26日	一般社団法人民間教育 健全育成協会	2018年9月	事業所内設置型	
平成30年10月届出済み施設 合計			621 170	56	115	82	58	73	384					
17 ○	徳島市	(仮称)カラースイッチャーナショナル 南沖州	(50) 有						0		株式会社昌栄	(2018年11月)	住宅地型	

「児童館ガイドライン」の改正について（平成30年10月策定）

児童館ガイドラインの発出・改正の経緯

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年3月に児童館ガイドラインを発出した。
- その後、改正・施行された児童福祉法などの子ども健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の現状を踏まえた児童館ガイドラインの見直しが課題となった。
- 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置）及び同委員会に設置された「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」（平成29年2月設置）において、児童館ガイドラインの見直しについて検討を行い、「児童館ガイドライン」改正案をとりまとめた。



地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、平成30年10月、改正「児童館ガイドライン」を自治体あてに通知した。

児童館ガイドラインの改正のポイント

※従前の児童館ガイドラインの6項目25節・約5,500字から、9章構成、39項目・約14,700字に拡充するとともに、児童館職員が具体的に参考になるような内容及び平易な文章表現にした。

- 児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示した。
- 児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。
- 子どもを理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。

- 児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めた。
- 子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を追加した。
- 大型児童館の機能・役割について新たに示した。

第1章 総則【新設】

- 1 理念 児童館は、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法の理念にのっとり、年齢及び発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。
- 2 目的 児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。
- 3 施設特性
 - 児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況にかかわらず、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。
 - 子どもにとって、遊びは生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。
 - 児童館の特性には、①拠点性、②多機能性、③地域性がある。
- 4 社会的責任 子どもの権利擁護／活動内容についての説明責任／プライバシーの保護や秘密保持／苦情対応 等

第2章 子ども理解【新設】

- 児童館では、その対象となる乳幼児期、児童期、思春期の子どもの発達の特徴や過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

第3章 児童館の機能・役割

- 1 遊び及び生活を通して子どもの発達の増進 遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めること。
- 2 子どもの安定した日常生活の支援 子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、子どもの安定した日常の生活を支援すること。
- 3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応 子どもと子育て家庭の課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- 4 子育て家庭への支援 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- 5 子どもの育ちに関する組織や人のネットワークの推進 地域組織活動の育成を支援し、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

第4章 児童館の活動内容

- 1 遊びによる子どもの育成 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- 2 子どもの居場所の提供 子どもが安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。中・高校生世代も利用できる施設であることから、実際に利用可能な環境づくりに努めること。
- 3 子どもが意見を述べる場の提供 子どもが意見が尊重されるように努めること。児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるようにすること。子どもの話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。

第4章 児童館の活動内容 (続き)

- 4 配慮を必要とする子どもへの対応
障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応、不適切な養育等や虐待が疑われる場合、子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、関係機関等との連携により、適切な支援を行うこと。障害のある子どもへの利用に当たっては、合理的配慮に努めること。
- 5 子育て支援の実施
子どもと保護者が自由に交流できる場を提供し交流を促進すること。乳幼児を対象とした活動の実施や、乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組を推進すること。地域の子育て支援の包括的な相談窓口としての役割を果たすこと。
- 6 地域の健全育成の環境づくり
児童館活動に関する理解や協力が得られるよう努めること。地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。児童館がない地域に向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。
- 7 ボランティア等の育成と活動支援
子どもが児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること。
- 8 放課後児童クラブの実施と連携
児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて行うよう努めること。

第5章 児童館の職員

- 1 児童館活動及び運営に関する業務
児童館の目標や事業計画、活動計画の作成／遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓／活動や事業の結果の職員間での共有・振り返り／会議・打合せ／利用状況や活動内容、業務の実施状況や施設の実管理状況等の記録／広報活動
- 2 館長の職務
利用者の把握と運営統括／児童厚生員の業務の円滑化／地域の社会資源等との連携／苦情や要望への対応／子育てに関する相談対応や関係機関との連携／保護者への連絡
- 3 児童厚生員の職務
子どもの育ち・子育てに関する地域の実態把握／子どもの遊びの援助や子どもと子ども集団の主體的な成長への支援／特に援助が必要な子どもへの支援／子どもの遊びや生活の環境の整備／児童虐待防止のための保護者等への情報提供、早期発見／配慮が必要な子どもとの個別記録の作成／子育てに関する相談対応
- 4 児童館の職場倫理
倫理規範の遵守(子どもの人権尊重・権利擁護、子どもの性差・個人差の配慮、国籍や信条等による差別的な取扱いの禁止、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止、個人情報・プライバシー保護、保護者や地域住民との信頼関係の構築)／身だしなみへの留意／倫理規範の明文化
- 5 児童館職員の研修
児童館の職員や運営主体が積極的に資質向上に努めること／運営主体や市町村・都道府県による研修の実施／研修の日常活動への反映

第6章 児童館の運営

- 1 設備 集会室、遊戯室、図書室等や事務執行に必要な設備のほか、必要に応じた設備や備品を設けること。乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮すること。
- 2 運営主体 子どもの福祉や地域の実情を理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。運営内容について自己評価及び結果の公表に努め、利用者や地域住民等の意見を取り入れること。可能な限り第三者評価を受けること。
- 3 運営管理 地域の実情に合わせて開館日や開館時間を設定すること。利用する子どもについての把握・保護者との連絡を行うこと。運営協議会等を設置すること。運営管理の規定、責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるとともに組織的に取り組むこと。要望、苦情へ迅速かつ組織的な対応を図ること。職員体制と勤務環境を整備すること。

第7章 子どもの安全対策・衛生管理【新設】

- 1 安全管理・ケガの予防 子どもの事故やケガ防止のため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、計画や実施方法を整えておくこと。
- 2 アレルギ－対策 アレルギ－疾患のある子どもには保護者と協力して適切な配慮に努めること。誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。
- 3 感染症対策等 感染症の発生予防に努めるとともに、感染症や食中毒等の発生時の対応方針をあらかじめ定めておくこと。
- 4 防災・防犯対策 防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、安全点検・安全確保に関する情報共有等に努めること。定期的な避難訓練等の実施や災害発生時に必要な物品等を備えること。来館時、帰館時、帰宅時の安全対策について保護者・地域と連携し、見守り活動等の実施に取り組むこと。
- 5 衛生管理 子どもの感染症予防や健康維持のために施設・設備の衛生管理を行うこと。採光・換気等保健衛生に十分配慮すること。

第8章 家庭・学校・地域との連携

- 1 家庭との連携 家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。特に援助が必要な子どもには、関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。
- 2 学校との連携 児童館の活動や学校の行事、子どもの様子等について、適切な情報交換を行うこと。子どもの安全管理上の問題等が発生した場合、適切な対応がとれるよう学校との連絡体制を整えておくこと。
- 3 地域及び関係機関等との連携 地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くこと。子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。

第9章 大型児童館の機能・役割【新設】

- 1 基本機能 大型児童館は、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。他の機能を有する施設との併設等の場合にも、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮されることが求められる。
- 2 県内児童館の連絡調整・支援 県内児童館の情報把握や相互利用、運営等の指導、館長や児童厚生員等の研修、児童館活動の啓発、地域組織活動等の連絡調整等、大型児童館相互の連携や積極的な情報交換を行うこと。
- 3 広域的・専門的健全育成活動の展開 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発、普及を図ること。児童館のない地域等に出向き、遊びの提供等に努めること。優良な児童福祉文化財の保有や活用、児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を行うこと。

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるもの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- **両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。**
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

検討事項

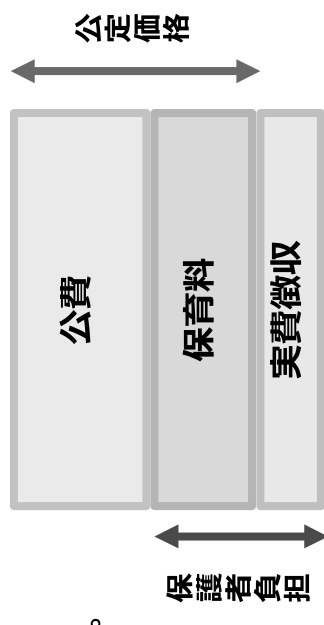
1. 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

2. 保護者の自己負担の仕組み（現状）

（1）保護者の自己負担の方法

- ① **保育料** 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ② **実費徴収** 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
 - ・ 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用、その他通常必要とされる便宜に係る費用
 - ・ 事前の明示、同意



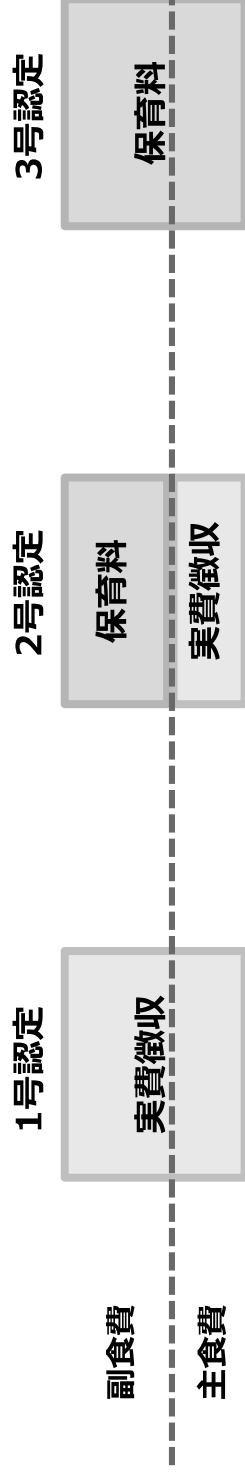
（2）低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

- ① **保育料** 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ② **実費徴収** 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。

ア 一般世帯の場合 主食・副食ともに保護者の自己負担。



- ※ 1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※ 2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※ 3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

イ 生活保護世帯等の場合 3歳以上の主食を除き公費負担。



(参考1) 関係条文

● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）

（利用者負担額等の受領）

第十三条

- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(参考2) 新制度創設時における食材料費に関する主な意見（平成25～26年度子ども・子育て会議）

- 少なくとも3歳以上は、幼保間における公平性が重要であり、発想は同じ視点に立つべき。
- 現行の認定こども園では、幼稚園児は給食費を頂戴し、保育園児は頂戴していない実態があり、新制度の認定こども園でこのまま続けることには疑問。
- 新制度の下で同じ施設で同じ給食を受ける子どもの給食費は、統一的な取り扱いが必要。
- 保育所の3歳以上児の主食は、戦後から家庭持参だが、社会の変化に対応し、主食も公定価格に含めることが適当。
- 保育所の給食費を公定価格に入れざるを得ないならば、幼稚園も同様にすべき。
- 食事提供の責任は保護者、家庭にまずあるので、主食も副食も実費徴収と整理し直すべき。
- 給食費としてどれだけかかっているか見える化し、利用者に伝えていけばよい。
- 特に低所得世帯が負担増にならないようにすべき。
- 補足給付の対象は、生活保護世帯だけでなく、より幅広く拡大を考えるべき。

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画
における「量の見込み」の算出等の考え方

平成30年8月24日

はじめに

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）をいう。以下同じ。）に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）を定めるものとされている。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、平成 27 年度を始期とする支援事業計画の計画期間の終期が平成 31 年度（2019 年度）であることから、2020 年度を始期とする第二期の支援事業計画を改めて作成する必要がある。

そこで、第一期の支援事業計画の作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）を基本としつつ、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月 2 日公表）、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（平成 29 年 6 月 29 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）等を踏まえ、第二期の支援事業計画作成にあたっての「量の見込み」の算出等の考え方を提示する。

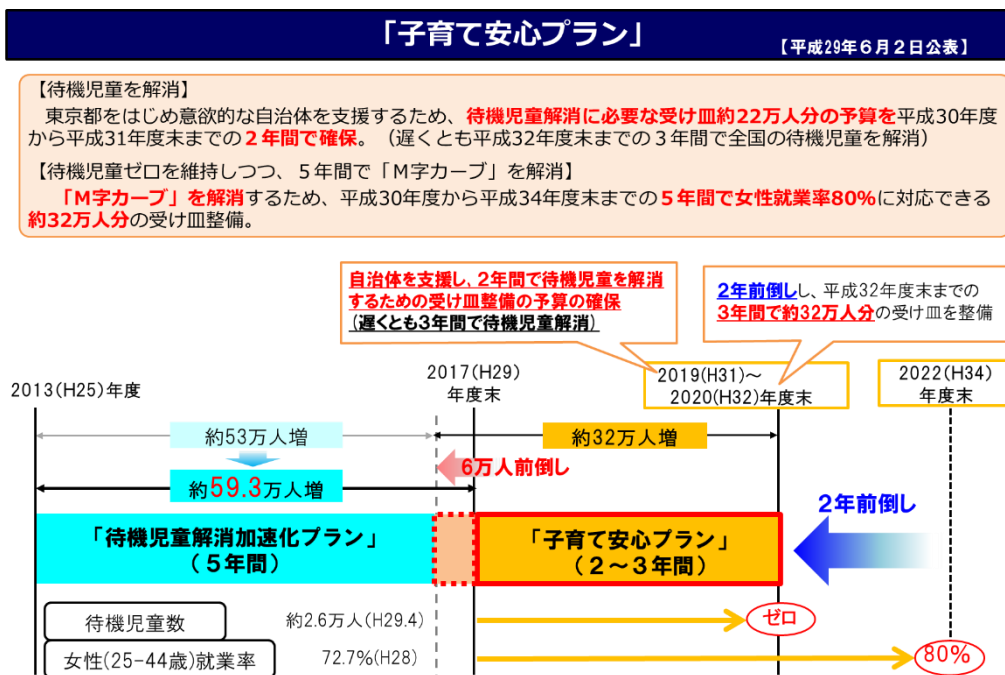
なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。

※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している

1 提供体制確保の実施時期の設定 (P3)

支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において目標年次としている 2020 年度末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】子育て安心プラン



2 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について (P9)

量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢（学年齢）によることも可能である。

3 トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、「子育て安心プラン」において、国においては、2018 年度末から 2020 年度末までの 3 年間で女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備をすることとしていることに留意するとともに、「『子育て安心プラン』の実施方針について」（平成 29 年 12 月 21 日子保発 1221 第 1 号厚生労働省子ど

も家庭局保育課長通知)に基づく子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図ること。

また、保育ニーズ(2・3号)のみならず、教育ニーズ(1号)についても、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性があることから、実態を適切に把握した上で、仮に提供体制に不足が見込まれる場合には、幼稚園・認定こども園(1号)の定員増や、公立幼稚園の入園対象年齢の満3歳への引下げ等により確実に提供体制を整備すること。

なお、トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、例えば、第一期の支援事業計画作成に当たって実施した利用希望把握調査等(基本指針第三の一三(二)に規定する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等をいう。以下同じ。)と第二期の支援事業計画作成に当たって実施する利用希望把握調査等の結果を比較する方法や、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

4 都市開発部局との十分な情報共有

都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、必要に応じて補正を行うこと。なお、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保すること。

※ 「10 放課後児童健全育成事業の量の見込み」(後述)も参照。

5 0歳児保育の量の見込み(P38)

0歳児保育の量の見込みについては、次の点を考慮する必要がある。

- ・現在の育児休業の取得状況
- ・「1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動
- ・1年超の育児休業取得の希望
- ・年度当初から年度末にかけて、出生に伴い段階的に利用者数が増加すること

このため、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと。

6 「調査票のイメージ」における設問の修正

第一期の支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」(「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」(平成25年8月6日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡)別紙4をいう。以下同じ。)問15-1の選択肢について、次のように修正すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、これに伴い、第一期手引きにおいて一部変更となる箇所があるため、次の表のとおり

り読み替えること。

問 15-1 の選択肢（設問省略）	
1. 幼稚園	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね 6 ～ 19 人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で 5 人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	12. その他 ()

第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後
12, 19, 21, 24, 26	選択肢 3 から <u>9</u>	選択肢 3 から <u>10</u>
38	「3 認可保育所」から「 <u>9</u> 居宅訪問型保育」	「3 認可保育所」から「 <u>10</u> 居宅訪問型保育」

7 共働き等家庭の子ども幼稚園利用について (P33)

共働き等家庭の子ども幼稚園利用について、正確にニーズを把握することを目的として、「調査票のイメージ」に問 16-2 を追加すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、幼稚園における預かり保育等の取扱いについての量の見込みの算出・確保方策の考え方については、後日別途示す予定である。

問 16-2 問 16 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ3～12にも○をつけた方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

8 企業主導型保育施設の地域枠の活用

基本指針において、企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないとされていることから、その積極的な活用を図ること。

		2020年度				2021	2022	2023	2024
		1号	2号	3号					
				0歳	1・2歳				
量の見込み		500	500	150	300	…	…	…	…
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	500	480	140	290	…	…	…	…
	企業主導型 保育施設の 地域枠	—	20	10	10	…	…	…	…

9 特定教育・保育施設等の定員の取扱い

(1) 当該年度の翌年度の教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数が当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、当該年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。

(2) 保育所や認定こども園の整備を新たに行った後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。

10 放課後児童健全育成事業の量の見込み（P40）

(1) 新たに策定するプランにおいては、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することと

しており、これを踏まえ、量の見込みを算出すること（基本指針を改正予定）。

(2) 小学校2年生以上の量の見込みについては、これまでの放課後児童健全育成事業の利用の伸び率や小学校1年生に係る量の見込みとのバランスを見ながら、適切な数字を算出すること。

(3) 放課後児童健全育成事業の利用の申し込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析や小学校4年生以上の高学年児童の利用ニーズの分析を踏まえ、適切な補正を行うこと。

※ 新たなプランを策定・発出後、本考え方の補足として、当該事業の量の見込みの算出及び提供体制の確保の内容について、新たに策定するプランに基づく考え方を示す予定である。市町村においては、本考え方及び追って発出予定の放課後児童健全育成事業に関する補足の事務連絡の双方を参照いただき、量の見込みの算出等を行っていただきたい。

なお、放課後児童健全育成事業に係る利用希望把握調査等については、上記補足の事務連絡の発出を待たず、他の調査と併せて行うことも差し支えない。

11 子育て短期支援事業の量の見込み（P43）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながるものないう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている。

これを踏まえ、子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

12 利用者支援事業の量の見込み（P66）

利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。

なお、次のように基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。

		2020年度	2021	2022	2023	2024
量の見込み	基本型・特定型	5か所	…	…	…	…
確保方策	基本型・特定型	5か所	…	…	…	…

		2020年度	2021	2022	2023	2024
量の見込み	母子保健型	5か所	…	…	…	…
確保方策	母子保健型	5か所	…	…	…	…

13 今後のスケジュール（イメージ）

国	都道府県・市町村
2018年度 【～3月】基本指針の改正作業 改正基本指針の公布	【～3月】利用状況把握調査等の実施・ 集計（市町村）
2019年度 【2月頃～】量の見込みと確保方策の 調査（～2020年4月頃）	【～3月】量の見込みの算出・確保方策 の検討等、第二期支援事業計 画の作成作業（市町村及び都 道府県）
2020年度	【4月～】第二期支援事業計画期間開始 （市町村及び都道府県）